

奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という）又は民間の事業者に対し、防災・減災設備の整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知別紙以下「実施要綱」という。）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知別紙）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市町村等又は民間の事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱により県が策定する防災・減災等事業整備計画に基づき補助事業者が実施する別表の第1欄に定める事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第6欄に定める経費とし、補助金の額は、同表の第7欄に定める額（ただし、予算の範囲内の額）とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書（別紙1）
- (2) 収入・支出予算書（見込書）抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、前条の補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上（補助事業者が民間事業者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）の別表に掲げる期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上（補助事業者が民間事業者の場合は30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 前号までによる条件のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合には、必要な条件を付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 第6条の規定による決定を受けた補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の変更を伴わない経費配分の20パーセント以下の軽微な変更については、この限りではない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金事業実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(1) 精算額算出内訳書（別紙2）

(2) 収入・支出決算書（見込書）抄本

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業が翌年度にわたる

ときは、奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金年度終了実績報告書（第7号様式）に、年度終了実績内訳書（別紙3）を添えて、翌年度の4月10日までに、知事に報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第10条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条の規定により知事が付した条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上(補助事業者が民間事業者の場合は30万円以上)の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行し、令和元年12月16日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年10月22日から施行し、同年10月16日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定及び別表は、令和2年1月30日以降に県が国に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の協議(以下「補助協議」という。)を行った補助対象事業について適用し、同日前に補助協議を行った補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行し、同年3月24日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年11月29日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定及び別表は、令和3年4月1日以降に県が国に対し、補助協議を行った補助対象事業について適用し、同日前に補助協議を行った補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年11月10日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定及び別表は、令和4年4月1日以降に県が国に対し、補助協議を行った補助対象事業について適用し、同日前に補助協議を行った補助対象事業については、なお従前の例による。

別表

1事業区分	2対象施設	3基準額	4単位	5補助率	6対象経費	7交付の基準
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4	補助対象事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	別表の第2欄に定める対象施設ごとに、第3欄に定める基準額に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第6欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、対象施設ごとの総事業用であって、旅費、費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的とし法人の場合、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を交付額とする。
高齢者施設等の水害対策強化事業	(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4	補助対象事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	別表の第2欄に定める対象施設ごとに、第3欄に定める基準額に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第6欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、対象施設ごとの総事業用であって、旅費、費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的とし法人の場合、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を交付額とする。
高齢者施設等の給水設備整備事業	(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4	補助対象事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	別表の第2欄に定める対象施設ごとに、第3欄に定める基準額に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第6欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、対象施設ごとの総事業用であって、旅費、費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的とし法人の場合、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を交付額とする。
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業	(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター(A型・特A型・B型) ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター(在宅介護支援センター) ・在宅複合型施設	知事が認めた額	施設数	3/4	補助対象事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	別表の第2欄に定める対象施設ごとに、第3欄に定める基準額に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第6欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、対象施設ごとの総事業用であって、旅費、費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的とし法人の場合、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を交付額とする。
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	改修部分の延べ床面積×4千円の範囲内で知事が認めた額	施設数	10/10	補助対象事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	別表の第2欄に定める対象施設ごとに、第3欄に定める基準額に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第6欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、対象施設ごとの総事業用であって、旅費、費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的とし法人の場合、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を交付額とする。